

横浜環境活動賞実施要綱

制定 平成5年7月15日

最近改正 令和6年6月25日 み環事第243号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、環境保全・再生・創造に関し顕著な功績のあった個人、団体、企業及び児童・生徒・学生を表彰（以下「横浜環境活動賞」という）することによって、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境保全型社会の創造を図ることを目的とする。

（表彰の区分）

第2条 この要綱による表彰は、次のとおり区分することとし、(1)から(3)の各部門においては実践賞及び大賞を設置する。

- (1) 市民の部 個人及び団体に対する表彰
- (2) 企業の部 企業に対する表彰
- (3) 児童・生徒・学生の部 児童・生徒（小・中学生）、学生（高校・大学生）の個人及び団体に対する表彰

2 前項に定める実践賞及び大賞の他、市長は、必要に応じて特別賞を設置することができる。

（表彰対象）

第3条 横浜環境活動賞の表彰対象は、次に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 環境保全・再生・創造に関し普及啓発、実践活動等を行い、その成果が認められるもの
- (2) 環境に配慮した活動を行い、環境保全・再生・創造の推進に貢献しているもの
- (3) 対象者の活動が、将来にわたり継続する見込みがあり、かつ、学校・家庭や地域社会への貢献度が高いもの
- (4) その他市長が表彰に値すると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは表彰の対象としない。

- (1) 既に横浜環境活動賞大賞を受けたもの
- (2) その他市長が適当でないと認めたもの

（表彰の方法）

第4条 横浜環境活動賞の表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品等を併せて授与することができる。

（候補者）

第5条 横浜環境活動賞の表彰対象となる候補者は、一般公募により募集する。

2 候補者の資格は次のとおりとする。

- (1) 市民の部（個人） 横浜市内に居住又は勤務先を有するもの
- (2) 市民の部（団体） 団体の主たる活動を横浜市内で実施しているもの、若しくは団体の本拠地を横浜市内に有するもの
- (3) 企業 横浜市内に事業所を有するもの

- (4) 児童・生徒・学生の部（個人） 横浜市内に居住又は通学しているもの
- (5) 児童・生徒・学生の部（団体） 横浜市内に居住又は横浜市に通学する児童・生徒（小・中学生）、学生（高校・大学生）を中心とする団体
- (6) 活動期間が、概ね3年以上であること。

（応募様式）

第6条 応募をしようとするものは、所定の様式により行うものとする。

（被表彰者の決定）

第7条 被表彰者は、別に定める横浜環境活動賞審査委員会による審査を経て、市長が決定する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。